

## 消費者

# 簡単に高額収入は得られません 「情報商材」のトラブル

Aさんは、ネットで副業を探していたところ、「転売ビジネスで稼げる」というサイトを見つけました。仕事の内容はネットのショッピングモールで仕入れた商品をネットオークションで売り、利益を出すというもの。

メールで確認すると「入会費9800円が必要」と言われたので、代金9800円を電子マネーで支払って入会しました。後日、担当者から電話があり、「当社のサポートを受けた方が、効率的に稼げる」と言われたので、40万円のサポートコースを契約し、クレジットカードで決済しました。



しかし、簡単に収入が得られると思って契約したものの、商材が届いてみると、簡単ではなく、さらに高額な支払いが心配になったAさん。消費者センターに相談し、契約後8日以内だったため、サイトとクレジット会社に通知書を出してクーリングオフすることができました。

インターネットの通信販売などでもうける方法を有料で教えると称して販売されているサービスを「情報商材」といいます。副業ブームとSNSの普及により、「情報商材」のトラブルが増えています。Aさんは電話勧誘販売に該当したため、クーリングオフすることができましたが、契約後に返金に依りてもらえないケースもあります。

トラブルに巻き込まれないために、次の点に十分注意しましょう。

- ① 情報商材は契約前に中身を確認することができないため、怪しいと思ったら連絡しない
- ② 高額な契約を勧誘されるなど、話が違うと思ったら、きっぱりと契約を断る
- ③ クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約しない

\* \* \*

消費者センターでは、市内・県内で発生した消費者トラブルをホームページでお知らせしています。併せて、ご覧ください。



### ■問い合わせ

消費者センター(☎8299・1234)